

# 令和6年能登半島地震の被災者が安心して法律相談等の援助を受けられるための緊急対策

- ① 法テラス無料相談(被災者法律相談援助)の実施期間の上限を、現行の1年から2年へ！
- ② 東日本大震災時と同様の特例法制定を！

## 1 能登半島地震の現状(10/29時点)

死者・行方不明者 415名(うち、災害関連死185名)

負傷者 1341名

半壊以上の住家被害 3万317件

⇒東日本大震災以降、最大の被害

復旧が遅れており、いまだに172名の被災者が、避難所での避難生活を余儀なくされている。

加えて、9月豪雨災害により、被災した住居や仮設住宅が浸水被害し、生活・住宅再建の入口に至るまでにも、さらに時間を要する。

⇒複合災害・二重被害

## 2 現在の法制度

発災から1年しか法テラスの無料法律相談を受けられない(総合法律支援法30条1項4号)

⇒2024年12月31日で終了



←日弁連の意見書はこちら

総合法律支援法における被災者法律相談援助に関する実施期間の改正等を求める意見書

## 3 法律相談等援助の必要性

- ①公費解体に関連して、相続未登記不動産の問題や隣家所有者の同意取得に関する相談
- ②罹災証明書の発行や住家被害認定結果についての相談
- ③建物や塀の倒壊による隣家への被害についての相談
- ④災害関連死に関する相談
- ⑤自然災害債務整理ガイドラインに関する相談
- ⑥災害ケースマネジメントを実効化するための法律相談援助

…etc

⇒弁護士等の専門家による助言や紛争解決のための支援が、引き続き必要

## 4 過去の例(熊本地震、西日本豪雨災害等)をみても、1年間で法律相談需要は終わらない。